

一般不動産投資顧問業の申請にあたって必要な書類について

【申請書】(規定第4条第1項) 1部

	個人	法人	備考
1 登録申請書(第1面)	○	○	(別記様式第一号)
2 商号、名称又は氏名等(第2面)	○	○	(別記様式第一号)
3 重要な使用人の氏名等(第3面)	○	○	(別記様式第一号)
4 営業所の名称及び所在地(第4面)	○	○	(別記様式第一号)
5 業務の方法(第5面)	○	○	(別記様式第一号)
6 既に有している免許等(第6面)	○	○	(別記様式第一号)
7 他の事業の種類及び内容(第7面)	○	○	(別記様式第一号)
8 主要株主の商号等(第8面)	—	○	(別記様式第一号)
9 役員の兼職の状況(第9面)	○	○	(別記様式第一号)

【添付書類等】(規定第4条第3項)(規定第5条) 1部

10 誓約書	○	○	(別記様式第二号)
11 履歴書(注)	○	○	(別記様式第三号) 役員等全員及び重要な使用人
12 定款・寄附行為等(注)	—	○	
13 登記簿謄本等(注)	—	○	目的: 不動産コンサルティング、不動産投資顧問業など
14 資格の登録番号(注)	○	○	(別記様式第四号)
15 決算書	○	○	(別記様式第五号)
16 資格の保有を証する書類	○	○	資格証のコピー可
17 役員等に係る 住民票等	○	○	・役員等全員及び重要な使用人 ・外国人の場合、これに代わる書面。
18 役員等に係る 身分証明書等	○	○	・役員等全員及び重要な使用人 ・外国人の場合、これに代わる書面。
19 返送用封筒	○	○	・A4サイズ、宛先を記載の上140円分の切手を添付したもの ・目的: 登録通知書送付

【登録要件】

1 申請書に不備がないこと。	○	○	(規定第4条)
2 財務要件 (債務超過でないこと)	○	○	(規定第7条)(通達第1(2)①)
3 常務要件 (他の法人等の常務に従事していないこと。)	○	○	(規定第7条)(通達第1(2)①)
4 知識要件 (不動産コンサル、ビル経営管理士、不動産鑑定等の資格を有すること。)	○	○	(規定第7条)(通達第1(2)②)
5 経験要件 (1億円以上の取引経験、登録申請の日前10年以内に2年以上従事)	○	○	(規定第7条)(通達第1(2)③)
6 欠格要件	○	○	(規定第7条第1項)

(注) 登録時又は直近の登録更新時から変更がない場合、登録の更新を受けようとする者が添付を省略できる書面(ただし、履歴書は、登録申請者又は重要な使用人(助言の業務を行う者)については登録時又は直近の登録更新時から変更がなくても必要)。

※ 登録を実施するために必要と認めるときは、その他の書類の提出を求める場合がございます。

※ 会社案内がある場合は提出をお願いします。

※ 書類番号17番・18番について申請日から3ヶ月以内のものを添付すること。

※ 参考図書

改訂版 不動産投資顧問業(一般)登録申請の手引【編著:財団法人不動産流通近代化センター、発行所:(株)大成出版社】